

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月14日
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	三木谷 正直
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり> 米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし> 米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	> 5,000億円を上限とします。 米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし > 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年4月26日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、繰上償還（信託終了）に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（7）【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間：2019年4月27日から2019年11月1日まで^{（注）}

（略）

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（注）繰上償還（信託終了）が決定した場合には、購入の申込期間は2019年6月14日までとなります。繰上償還（信託終了）については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間：2019年4月27日から2019年6月14日まで

（略）

（12）【その他】

<訂正前>

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

（略）

<繰上償還（信託終了）の予定について>

各ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還（信託終了）するための手続きを行います。

1．繰上償還（信託終了）を行う理由

各ファンドは2015年4月30日に設定し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ってまいりました。しかしながら、2019年1月末時点の受益権口数が<為替ヘッジあり>が約0.5億口、<為替ヘッジなし>が約1.2億口とそれぞれ信託約款に定める繰上償還（信託終了）の基準となる口数（10億口）を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還（信託終了）する予定です。

2．繰上償還（信託終了）の日程

受益者の確定日	2019年5月8日
書面による議決権の行使期限	2019年6月4日まで
書面決議の日（繰上償還（信託終了）の可否が決定される日）	2019年6月5日
繰上償還（信託終了）予定日	2019年6月19日

3．書面による決議（書面決議）について

・書面による議決権の行使については、2019年5月8日現在の受益者の皆さまを対象としておりません。2019年5月9日以降に取得された受益権口数(2019年5月7日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。

・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、各ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。

書面決議の結果は、2019年6月5日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ(<http://www.am-one.co.jp/>)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただければご確認いただけます。

(略)

<訂正後>

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

(略)

<繰上償還(信託終了)について>

「米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジあり>」、「米国株式リスクコントロール戦略ファンド<為替ヘッジなし>」につきましては、2019年5月8日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせを行い、2019年6月4日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2019年5月8日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2019年6月19日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

(略)

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、2015年4月30日から原則として2020年8月3日までです。(注)

下記(5)イ.の場合には信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、信託期間は2019年6月19日までとなります。

<訂正後>

信託期間は、2015年4月30日から2019年6月19日までです。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(略)

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
(略)		
めぶき証券株式会社(2)	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
高木証券株式会社	11,069	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2018年3月末日現在

(1) <為替ヘッジあり>の取扱いはありません。

(2) 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っていません。

<訂正後>

(略)

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
(略)		
めぶき証券株式会社(2)	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

(注) 資本金の額は2018年3月末日現在

(1) <為替ヘッジあり>の取扱いはありません。

(2) 新規の取得のお申込みのお取扱いを行っていません。